

国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書

第1 復興はまだ途上

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」といいます。）の発生から3年が経過しました。

この間、被災者又は被害者、被災自治体、国の関係機関の努力により、復興は徐々に進んでいるものの、その進捗は十分とはいえません。

平成26年3月10日の朝日新聞の報道によりますと、同日現在で、避難者数は全国で26万7419人（被災三県では岩手県3万4847人、宮城県8万9882人、福島県8万5589人）にも上り、未だ多くの被災者又は被害者が避難生活を強いられています。

他方、同報道によりますと、災害公営住宅完成戸数の進捗率は、被災三県で約9%前後と遅れが目立ちます。

また、原発事故は、放射能による被害が多種多様であり、かつ広範に及んでいる実態から、今後、その被害の全容が明らかになるほどに、賠償問題が法的紛争に発展する可能性がますます高まると思われれます。

このように、多くの被災者又は被害者が避難生活を余儀なくされ、また、原発事故による賠償問題も解決にはほど遠いことから、生活再建の道のりは未だ遠い状況にあります。

第2 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の成立

東日本大震災と原発事故は、人々の生活基盤をことごとく破壊し、様々な問題を抱えることとなった被災者又は被害者の法的ニーズには極めて大きなものがありました。

ところが、本来は民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金などを受給して一時的に資力要件をオーバーし、扶助相談を受けられないことが大きな問題となりました。

そこで、被災地の弁護士会及び自治体から被災者又は被害者の法的支援に対応する法整備を求める要望が寄せられ、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に

に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（平成24年3月29日公布法律第6号。以下「本特例法」といいます。）が成立しました。

第3 法的紛争解決にとっての本特例法の有益性

本特例法は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市区町村の区域における被災者又は被害者を対象として、日本司法支援センター（以下「法テラス」といいます。）が実施する民事法律扶助業務に付随する形で「東日本大震災法律援助事業」を創設したものです。

この「東日本大震災法律援助事業」は、従来の民事法律扶助業務に比し、①援助を受ける被災者の資力の状況を問わず、②対象事件の範囲も裁判外紛争解決手続や行政不服申立手続にまで拡大し、③立替金の償還・支払も事件継続中は猶予するものであり、被災者又は被害者にとって法的紛争解決のための有益なツールを提供するものとなりました。

第4 本特例法に基づく法律相談援助等の需要の大きさ

本特例法に基づき、弁護士が行った法律相談援助は、平成24年で4万2981件（被災三県といわれる岩手県全体で7424件、宮城県全体で1万8675件、福島県全体で9564件）、平成25年で4万8418件（同岩手県8916件、宮城県1万9789件、福島県1万583件）に上ります。

また、代理援助件数は、平成24年度で2699件（同岩手県74件、宮城県323件、福島県390件、山形県119件）、平成25年度で2267件（同岩手県37件、宮城県203件、福島県174件、山形県1087件）に上ります。

書類作成援助件数は、平成24年度で8件（同宮城県4件、福島県2件）、平成25年度で13件（同宮城県2件、福島県6件）に上ります。

（以上、平成25年度の数値は平成26年5月13日現在の速報値です。）

このように、未だ被災者又は被害者の生活再建に向けた法律相談援助等の需要が多く存在するものといえます。

第5 まとめ

以上のように、被災地の復興はまだ途上にあり、本特例法に基づく法律相談援助等の需要は、東日本大震災及び原発事故の発生から三年を経ても、未だ大きいといえま

す。

むしろ、今後、仮設住宅からの退去、新居への移転を進めていく中で、換地や補償に関する法的問題、その前提となる相続、住宅ローン問題なども多く発生するものと思われ、また、原発事故による賠償問題は、区域の見直しによる損害賠償打ち切りを契機とする訴訟化、区域外避難者による損害賠償請求、逸失利益又は各種不動産に関する損害賠償請求等、さらに増加するものと思われま。

ところが、本特例法附則第3条第1項では「この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。」とあり、現行法のままでは、平成27年3月31日に同法は効力を失い、被災者又は被害者は同法に基づく法律相談援助等を受けることができなくなってしまう。

その後は、一般の民事法律扶助制度で対応することになりますが、本来は民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、受給した被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金等の残りを預貯金として保有しているがために、資力要件を満たさないとして民事法律扶助を受けられなくなるおそれがあります。

これでは、東日本大震災及び原発事故の後の混乱から本格的に復興に向かっていかなければならない被災者又は被害者の生活再建に水を差すことになりかねません。

そこで、地方自治法第99条の規定に基づき、本特例法の有効期限を延長する立法措置を講ずるよう求め、意見書を提出するものです。

平成26年12月17日

福島県双葉郡浪江町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、復興大臣 宛て